

年度経営計画の評価

平成28年度

宮崎県信用保証協会

1. 経営方針

(1) 業務環境

① 宮崎県の景気動向

県内の景気動向は、企業の設備投資や収益に弱さがみられるものの、総じて緩やかに持ち直している。本県の重要な産業である観光面では、熊本地震発生以降弱さが残っていたが、各種支援策の効果もあり着実に回復が進んでいる。また、生産活動は海外需要の改善を受けて持ち直しつつあるほか、雇用情勢も改善傾向が続いている。

先行きについては、各種政策の効果もあり引き続き回復に向かうことが期待されるが、米国の経済情勢や欧州の政治リスク、中国をはじめとしたアジア新興国の動向等、海外を起因とする不安材料も多く県内経済を下押しするリスクに留意する必要がある。

② 中小企業を取り巻く環境と保証の動向

国内景気は、一部に改善の遅れがみられるものの緩やかな回復基調が続いている。この影響は県内企業にも次第に波及しており、生産活動や個人消費も同様に持ち直しをみせている。また、平成28年の県内企業倒産件数（負債額1,000万円以上）は前年を下回り、当協会における条件緩和債権の割合も改善し、代位弁済も低水準で推移している。

しかしながら、景況感は規模別や業種別においてばらつきがみられ、資金繰り支援はもとより、引き続き幅広い経営支援策が求められている。また、少子高齢化による県内経済規模の縮小や人手不足等、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

保証の動向においては、低金利競争下での信用保証料の割高感や企業の投資意欲の低迷等、保証協会を取り巻く環境は厳しい状態が続いている。そのような中、当協会は平成28年度経営計画に基づき、関係団体との連携をより強化し、中小企業者の利用しやすい制度を創設し、また、地域企業に密着した保証支援を行うために支店担当制を導入する等、積極的に取り組んだ。

③ 業務運営方針（28年度経営計画より）

27年度から29年度までの3ヵ年における中期事業計画の業務運営方針は、「将来に渡って中小企業者に安定的な資金供給を行える協会であるために、保証承諾と保証債務残高の一定水準確保を目指す」こととしている。

このため28年度は、経営支援態勢の拡充と積極的な経営支援策を推進すると共に、中小企業者の利用しやすい制度創設や政策保証の推進に努め、また期中管理の充実により代位弁済の抑制を図ると共に、再生支援による回収など、効率的な回収の強化により経営基盤の安定に努めた。

また、人材育成面においても引き続き強化を図り、専門的知識を有する職員の養成に努めると共に、コンプライアンス体制の充実を図り、健全な協会経営を維持していくこととした。

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>2. 重点課題について</p> <p>(1) 保証部門</p> <p>① 保証承諾の増加と保証債務残高の維持</p> <p>低金利競争の中においても保証料の上乗せをコスト高と感じさせない、利便性の高い保証付き融資の利用促進や保証付き融資の再利用を推進していく。このため中小企業者が利用しやすい新たな保証制度の創設や各関係機関との連携による更なる支援体制を強化していく。また、早期完済先等をリストアップし、金融機関訪問時に再利用の検討を働きかけていく。更に、金融機関の保証付き融資利用促進を目指した「保証債務残高ランキング表彰」を抜本的に見直していく。</p>	<p>2. 重点課題について</p> <p>(1) 保証部門</p> <p>① 保証承諾の増加と債務残高の維持</p> <p>平成28年度は、新たに二つの保証制度創設と市町制度の利用促進を行った。一つ目は疑似資本として活用でき、かつ保証料を0.1%割り引く「継続型短期貸付保証」で、認定支援機関である顧問税理士の「推薦書」を要件としたものである。二つ目は「協調融資貸付保証」で、最大協調割合7割・金額35百万円・保証期間最長25年の範囲内で組立ができるものとして創設した。しかしながら、両制度とも低金利競争下においては保証料の割高感を払拭できず、実績は「継続型短期貸付保証」は2件の15百万円、「協調融資貸付保証」は4件の66百万円と低調に終わった。反面、保証料負担の少ない市町制度は、地公体封筒広告や金融機関訪問・勉強会による周知の効果で、総体の承諾が伸び悩む中、前年比121.8%の実績となった。</p> <p>新制度や地公体制度の活用依頼と併せて、早期完済先・残高減少の大きい先をリストアップし、金融機関訪問時に活用し、再利用を促した。また、当年度は創業にも積極的に取り組んでおり、前年の102件に対し、171件の実績となった。</p> <p>「金融機関表彰」については、前回の見直しから5年経過していたこともあり、現在の実情に合う様に改訂を行った。具体的には、表彰の機会が広がる様に、グループ分けの保証債務残高の変更、比較基準を1年前から6ヵ月前に変更、代弁率を過去2年間の平均代弁率から最近6ヵ月の代弁率に変更した。また、表彰項目として新たに保証取引先増加を追加した。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>② 金融機関・各関係機関との連携強化</p> <p>27年度は金融機関との地域別意見・情報交換会や、地方自治体との制度融資にかかる意見交換会を実施してきた。28年度は地域別を世代別や部門別にするなど、更に実効性を高め、新たな連携体制の構築を押し進める。地方自治体との意見交換会については、継続を望む声も多いため、更に発展した連携体制を図っていく。また、日常の金融機関訪問や各関係機関の行う研修会、セミナー、中小企業向けイベントへの参加等も積極的に行っていく。</p> <p>③ 地域企業に密着した支店担当制の導入</p> <p>これまで保証審査等においては地区担当制としていたが、金融機関担当者の利便性を向上させるため、28年度より支店担当制を導入する。これにより支店との結びつきを更に深め、地域企業に密着したきめ細かなサービスの提供を行っていく。</p>	<p>② 金融機関・各関係機関との連携強化</p> <p>金融機関との連携を深めるべく、役職員による金融機関訪問を714先に対し延べ1299名が行った。前年度の延べ932名に対し、367名の増加となっており、支店担当制開始と相まって、より「顔の見える協会」として金融機関との連携強化がなされた。また、28年度の金融機関との勉強会においては、より実務レベルの意見交換ができる様にいままでの若手中心から融資役席中心へ対象者を変更し、実効性を高めることができた。勉強会・情報交換会の実績は、8金融機関に対し26回の開催、参加者は金融機関が延べ466名、協会が延べ295名であった。開催回数については、前年の30回よりもやや減少したが、新たに信用組合とも開催し、より幅広い金融機関との連携が深まった。</p> <p>地方自治体との連携では、前年に引き続き九市との意見交換会を開催し、活発な意見交換がなされた。加えて、当年度からは九市会議同様に、保証制度を持つ町とも意見交換会を開催し十町からの参加があった。その結果、町制度の限度額の増加・期間の延長・金利の引き下げ等の効果が見られた。</p> <p>年度初めに開催される各地区での制度説明会・相談会には、合計10回の参加を行い、制度融資利用の推進に努めた。</p> <p>関係機関の開催するセミナーへの参加は、前年の合計8回・延べ19名を下回ったが、創業・事業承継・経営支援等のセミナーに合計6回・延べ14名が参加し、情報収集と自己啓発に努めた。</p> <p>③ 地域企業に密着した支店担当制の導入</p> <p>平成28年度は、より支店との結びつきを深め、地域企業に密着した細やかなサービスの提供を目指すべく支店担当制をスタートさせた。上半期はエリア内支店担当制として2名体制で開始し、下半期からは完全支店担当制を布いた。その結果として、金融機関からは、「相談がし易くなった」、「処理が早くなった」との好意見を得ている。また、当協会としても金融機関担当者との距離が縮まり、協力を得やすい環境となったことから、企業訪問も積極的に行える様になった。中小企業への訪問は、面接も含め前年の114回に対し174回の訪問を行った。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 国の「信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助金制度」を活用した「専門家派遣事業」の推進</p> <p>国の補助金事業を背景に27年度より専門家派遣事業を拡充してきたが、28年度は、従来の経営力強化や経営改善支援に加えて創業者支援も積極的に行っていく。可能な限り多くの中小企業者に専門家派遣による簡易診断を行い、融資保証制度や他の支援機関の業務や補助金事業の紹介、更には経営診断書策定や事業計画書等の策定支援を実施し、質の高い経営が行えるよう支援する。具体的には、27年度の実績を踏まえ、専門家派遣による簡易診断80企業、経営診断書作成40企業、事業計画書等の策定支援15企業を予定している。</p> <p>② 経営改善計画策定支援事業のより一層の推進</p> <p>経営改善計画書を策定支援した企業の「策定後の業績評価」を、客観的な指標であるCRDにおける倒産確率の数値により実施した結果、概ね80%の企業に改善効果が現れており、この事業が効果的であることが検証された。この結果を受けて、経営改善計画策定支援事業をより一層推進し、経営の悪化した中小企業を支援すると共に、保証債務の健全化を推進する。</p>	<p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 国の「信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助金制度」を活用した「専門家派遣事業」の推進</p> <p>専門家派遣事業による診断業務や経営計画策定支援業務により、対象企業の経営改善を図るべく推進している。訪問し簡易診断した企業39企業、経営診断書、創業計画書を作成した企業22企業、経営改善計画書を策定した企業15企業となり、専門家の延べ訪問回数は148回に及んだ。簡易診断、経営診断書等の作成は計画未達であったが、経営改善計画書策定は計画を達成した。</p> <p>6月には職員の知識向上を目的とした中小企業診断士・事業再生士補による経営改善計画策定の研修会を実施し、県内2信用金庫から4名、宮崎県職員から2名の外部機関からの参加もあった。また、11月には、創業後3年程度経過した企業を主な対象とした創業セミナーを2回開催し39企業、44名が参加した。</p> <p>② 経営改善計画策定支援事業のより一層の推進</p> <p>保証取引の中小企業・小規模事業者の経営改善のために、28年も経営改善計画策定支援事業を一層推進した。受付ベースで「再生支援協議会事業」20企業、「経営改善計画策定支援事業」10企業。当協会の「専門家派遣事業」で15企業の実績となった。また、「経営改善計画策定支援事業」に関連して15企業に対し1,559千円の費用補助を実施し、「専門家派遣事業」でも39企業に対しても8,879千円(2/3は国からの補助金)の費用補助を実施した。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>③ 条件緩和債権の正常化推進</p> <p>条件緩和債権の分類により、改善が進む企業群については借換保証による正常化を促進する。その他の企業群については条件変更による企業支援を行なうことに加えて、個別企業の状況に適応した経営支援策を検討し、経営内容の改善による早期の正常化を目指す。</p> <p>④ みやざき経営アシストが行う経営支援活動の推進</p> <p>みやざき経営アシストの事務局として、金融機関やアドバイザーとの連携協調態勢を更に推進し、地域が一体となって金融支援に臨む仕組みを推進する。</p>	<p>③ 条件緩和債権の正常化推進</p> <p>新たな条件緩和債権が発生する一方で、諸施策の実施等により改善が進んだ企業に対する借換の推進、借入の一本化、肩代わり、物件処分等による完済や内入れ、代位弁済等による減少も進行し、その額と保証債務残高に対する比率は、26年度末198億円、20.0%、27年度末179億円、18.6%、28年度末151億円、16.3%と改善され、正常化推進が図れた。</p> <p>④ みやざき経営アシストが行う経営支援活動の推進</p> <p>4月に全体会議を開催し、当協会を含め28の支援機関等が参加した。会員各機関が実施した経営支援事業の実績報告と計画等を報告し、情報の共有と意見交換を行なった。また、会員相互で各種セミナーの共催や講師派遣等を実施し、連携の態勢を強化した。また、みやざき経営アシスト事業の中心は、個別企業に対する経営改善を目的とした金融調整会議の実施であるが、28年度の実績は、72企業、延べ110回実施した。</p> <p>なお、6月には初の試みとして信用金庫の職員2名を受け入れ、再生支援協議会、事業引継センター、経営改善支援センター、よろず支援拠点、みやざき経営アシスト等の支援業務の実務体験を中心とした1週間の研修を実施した。 (前年度実績 アシスト会議 78企業、103回)</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>(3) 期中管理部門</p> <p>① 大口先や創業先を中心とした保証先管理の充実</p> <p>代位弁済の増減は協会収支に大きな影響を及ぼすことになるため、特に大口債権の管理は重要である。また、経営基盤の脆弱な創業先の生存率は極めて低く、その管理も大きな課題となっている。これらのことから、経営が悪化している企業への期中支援に加えて、金融機関との協調により、大口債権については決算書の定期取得による経営状況の早期把握を行い、創業者に対しては面接、店舗訪問、専門家派遣による経営支援等を実施し、広範で継続的な保証先管理を実践する。</p> <p>② 初期延滞管理の充実</p> <p>初期延滞は企業内容悪化の最初のシグナルであり即時の対応が必要である。このため、取扱金融機関との協議により当該企業の現状把握に努めると共に、必要に応じて条件変更による返済緩和の検討、専門家派遣事業、外部支援機関の支援紹介等、当該企業の実情に適切して最も効果的と思われる改善策を検討し、それを早期に着手し経営改善に導けるよう努める。</p> <p>③ 事故報告書受領後の調整推進</p> <p>早期調整着手を第一に、金融機関はもとより被保証人等との接触を図り事業内容等の状況把握に努め、その内容に応じた適切かつ速やかな対応に努めると共に、抜本的な経営改善への一助として、専門家派遣等による経営支援を推進する。</p>	<p>(3) 期中管理部門</p> <p>① 大口先や創業先を中心とした保証先管理の充実</p> <p>大口先については、決算書登録によるCRD分析を毎月実施し企業の現況把握を行なったが、年間を通じて業績悪化に伴う特段の対応を要する案件は発生しなかった。また、創業先については、今期から専門家派遣事業の対象に含めて創業時の金融支援や計画策定を行なっており、4企業に専門家派遣を実施し、内2企業については計画策定後開業に至っており、今後3ヶ年のフォローアップを実施する。また、法的に創業者と規定されている創業後5年未満の企業を対象とした「創業セミナー」を11月に開催した。</p> <p>② 初期延滞管理の充実</p> <p>早期の正常化促進のために、28年度は262企業に対する初期延滞管理を行なった。内訳は正常化見込み41%、条件変更見込み16%、当面静観20%、事故報告23%で、約8割が延滞解消見込みとなった。</p> <p>管理方法は、取扱金融機関担当者への企業の現況確認や金融機関の方針確認が中心となったが、ケースによっては条件変更の検討依頼、事故報告書の提出依頼に加えて、専門家派遣事業やその他の支援事業の紹介を行い、早期の改善策着手を実施した。</p> <p>③ 事故報告書受領後の調整推進</p> <p>事故報告については、平成28年度受付が、348件（前年比89.7%）2,089百万円（前年比103.3%）と、やや金額において増加をみたが、金融機関等との連携を密にし、速やかに適切な対応をとることや、現地調査・債務者等との面談（実績21先、33回）を実施した結果、件数160件、金額733百万円と約3割の事故調整を図ることができた。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>(4) 回収部門</p> <p>① 新規代位弁済の回収交渉強化 代位弁済後、速やかに債務者等と接触を図り、状況把握を行うと共に回収方針を策定することとし、回収方針に基づく対応を早期に実施していく。</p> <p>② 定期入金先の管理強化 定期入金の遅延先、少額弁済先については、速やかに訪問を含めた督促を実施し、入金再開や増額交渉を行い、定期入金の最大化を図っていく。また、事業継続中の先に対しては、事業内容の状況把握を行い再生支援策の検討を実施する。</p> <p>③ 有担保求償権の回収促進 求償権個々の状況把握の上、的確な時期に任意処分・競売申立を実施し処分促進を図ると共に、近隣金融機関等に対しても物件処分情報の発信を積極的に行っていく。</p> <p>④ 管理事務の効率化 現況確認の結果、回収困難と判断される案件については、適切に管理事務停止、求償権整理手続きを実施し、効率的な管理回収事務が執行できるよう環境整備を行っていく。</p>	<p>(4) 回収部門</p> <p>① 新規代位弁済の回収交渉強化 平成28年度の代位弁済も前年度に引き続き比較的落ち着いた状況で推移したなか、個別案件毎の回収方針に基づき、債務者等との接触に努めた。 実績としては、36件の分割返済誓約の取り付けや、担保物件等の早期処分を促すなどの取組を行ったが、民事再生申立案件、支援協関と案件、及び債務整理着手案件等の増加(74件、618百万円)などもあり、初年度回収実績は53百万円(うち完済件数3件)、初年度回収率4.6%の結果に止まった。 (前年度実績 初年度回収額77百万円、同回収率6.8%)</p> <p>② 定期入金先の管理強化 前年度に引き続き、定期入金遅延先や少額弁済先に対しては、文書督促に加え、自宅営業場所等への訪問・督促を積極的に行った(訪問回数174回)。また、誠意の無い求償権債務者に対しては、各種法的手続きにも着手したところではあるが、求償権関係者の高齢化なども進み、入金再開や増額交渉は行ったものの定期入金による回収実績の底上げは果たせなかった。 (定期入金回収実績197百万円、対前年比89.1%) 尚、再生支援の取組としては、1先の求償権消滅保証を実行し、金融環境の正常化を果たすことができた。</p> <p>③ 有担保求償権の回収促進 課内での有担保求償権状況について情報共有を進めつつ、担保処分による回収への方針変更を随時行ったほか、保証協会が発行する「保証月報」を活用し、競売事件情報や任意処分情報を掲載し、担保処分実現に向けた情報発信を行った。 しかしながら、平成28年度における回収実績としては、280百万円に止まり、前年比68.6%と低調な結果となった。</p> <p>④ 管理事務の効率化 効率的な管理回収事務執行を念頭に、回収困難案件に対する管理事務停止手続き、並びに管理事務停止後一定期間経過した案件の求償権整理手続きの推進を行った。 実績 管理事務停止 件数 386件 金額2,213百万円 求償権整理 件数 788件 金額2,800百万円 結果として、回収担当者1人あたりの手持ち件数は期首より平均36件減少し、効率化が図られた。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>(5) その他、間接部門</p> <p>① コンプライアンス態勢の充実</p> <p>28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行う。また、役職員のコンプライアンス意識を高めるために、毎月コンプライアンス・チェックシートによる認識調査を実施していく。</p> <p>② 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施</p> <p>国や地方自治体等が創設または改正する保証制度等について、協会内部の職員に対する周知・理解を目的とした研修会を実施し、事務リスクの防止に繋げると共に、関係先への広報を行う。</p> <p>③ 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化</p> <p>28年1月からマイナンバー制度に係る取扱事務が発生していることから、より一層、個人情報保護体制を厳格に施行し、個人情報の取扱いを徹底し適正管理を行う。また、規程に基づき定期的に個人データ取扱状況に係る点検・監査を実施しチェックを行う。システム等のセキュリティ管理については、日常的に監視を行い情報漏洩やシステムトラブルが起きないように対策を講じておく。</p>	<p>(5) その他、間接部門</p> <p>① コンプライアンス態勢の充実</p> <p>28年度コンプライアンス・プログラムに基づいて、コンプライアンス態勢の構築、管理・点検、研修・啓発活動等の取組に努め、反社等による保証の不正利用を排除するためコンプライアンス委員会を16回開催し、コンプライアンス・チェックシートについて、情報漏えいに対する意識付けを徹底するためにチェック項目を追加する等、計画通りの実施ができた。</p> <p>② 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施</p> <p>事務ミス防止や業務知識向上、および社会情勢を考慮したサイバー犯罪や事業継続計画（BCP）をテーマとした内部研修を8回実施した。</p> <p>昨年度に続き、苦情に関する報告、不祥事件に関する報告はなかった。</p> <p>③ 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化</p> <p>コンプライアンス・チェックシートにおいて顧客情報管理、個人情報保護に対する意識付けに努めた。</p> <p>28年9月に複合機からファックス機能を分離させ、公衆回線と協会ネットワークを物理的に遮断した。なお、ファックス、メール送信に関しては立ち会いと記録を義務づけており、誤発送や個人情報漏えいに関する報告はなかった。</p>

2 8 年 度 計 画	2 8 年 度 計 画 の 自 己 評 価
<p>④ 内部監査の充実</p> <p>法令、諸規程等の遵守状況や適正な事務処理の確認にとどまらず、体制面で問題となる事象までを含めて検証を行う。また、現在の事務処理基準の見直し等も視野に入れた内部監査を実施する。更に、常勤監事による監査結果を踏まえ、内部監査でフォロー監査を行っていく。</p> <p>⑤ 人材の育成</p> <p>全国信用保証協会連合会の主催する研修への参加、加えて関係機関の研修、セミナーへの参加によりスキルアップを図ると共に各種内部研修も行い、多様な知識、幅広い視野をもつ職員の養成に努める。</p>	<p>④ 内部監査の充実</p> <p>内部監査規程に基づき、28年10月から12月にかけて各業務の内部監査を実施した。また、29年1月から3月にかけて個人データ管理状況に関する内部監査を実施した。内部規程の変更に関する事、個人情報の受付・管理に関する事の2件を指摘事項としたが、いずれも迅速・適切に処理されている。</p> <p>また、常勤監事による監査結果を踏まえたフォロー検査を行うこととしているが、28年度は指摘事項はなかった。</p> <p>⑤ 人材の育成</p> <p>全国信用保証協会連合会の研修には計画通り延べ40名が受講した。そのうちスキルアップを目的とした信用調査検定には9名(前年度14名)が受験した。</p> <p>10月には地元金融機関に新設された女性営業推進チームと女性審査担当者で意見交換会を実施し、女性創業者や経営者への対応や女性が活躍できる企業風土の構築などの意識付けができた。</p>

平成28年度のコンプライアンスについて

項目	具体的な取り組み	実施状況
役員の具体的な活動	① 新年度挨拶、幹部・課長会等での取組姿勢の表明・啓発	適 宜 実 施
	② 役員・部長との定例連絡会議を通じたコンプライアンス態勢の徹底	
対外広報の充実	① 平成28年度版ディスクロージャー誌への掲載	28年9月発行
	② ホームページへの掲載	適 宜 実 施
コンプライアンス統括部署の活動	① コンプライアンス委員会の開催	16回開催
	② 事務リスク管理委員会の開催	4回開催
	③ コンプライアンス管理者会議の開催	2回開催
	④ コンプライアンス・プログラムの実施と進捗管理	随 時 実 施
	⑤ コンプライアンス・チェックシートの実施	毎 月 実 施
研修・啓発活動	研修の実施 役職員に対するコンプライアンスに関連する研修の実施 (1) 内部講師による研修 (2) 外部講師による研修または外部研修会への参加	8 回 実 施 (1) 内部 6回実施 (2) 外部 2回実施

コンプライアンス違反行為及び不祥事等

なし

苦情報告について

なし

3. 事業計画について

地域中小企業者や金融機関の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応するための新たな融資制度の創設や、各関係機関と連携した支援体制の強化に取り組んできた。

保証承諾額は、35,509百万円で計画比96.0%、前年比97.5%と共に未達となり、保証債務残高は、92,634百万円と保証承諾の減少や一本化による既保証口の減少等により減少し、計画比97.2%、前年比96.6%となった。但し、関係機関と連携した積極的な経営支援や期中管理による代位弁済の抑制効果もあり、全国と比較して対前年比の減少幅は縮小している。

代位弁済は、1,154百万円と経営支援や期中管理の強化により、計画比82.4%となるも、前年比は103.0%とほぼ前年並となった。

求償権回収は、回収を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、金融機関との連携による担保物件の処分促進や法的手続きを推進したが、608百万円と減少し、計画比93.5%、前年比71.7%となった。

4. 収支計画について

経常収入は、保証承諾や債務残高の減少による保証料の減少と責任共有負担金の減少等により、1,289百万円（計画比100%、前年比91.4%）となった。経常支出は、責任共有負担金納付金の減少と業務費の内回収に係る委託費用減少、及び定年退職者による人件費減少等により、1,162百万円（計画比98.4%、前年比95.7%）となった。以上により、経常収支差額は、127百万円（計画比117.6%、前年比64.5%）となった。

経常外収入は、求償権補てん金戻入の減少、また、求償権償却準備金戻入、責任準備金戻入等の減少により、1,550百万円（計画比91.4%、前年比86.6%）となった。経常外支出は、償却対象となる求償権の減少により求償権償却が減少し、1,621百万円（計画比89.9%、前年比90.2%）となった。その結果、経常外収支差額は、▲71百万円となった。経常収支差額127百万円と経常外収支差額▲71百万円を合計した収支差額56百万円に、制度改革促進基金取崩額49百万円を合計した当期収支差額は、105百万円（計画比210.0%、前年比43.4%）となった。

5. 財務計画について

当期収支差額の105百万円は、定款第8条第2項に基づき収支差額変動準備金に52百万円を繰り入れ、残余の52百万円を基金準備金に繰り入れた。その結果、平成28年度末の基本財産は13,494百万円（基金準備金6,345百万円）となり、収支差額変動準備金の残高は1,779百万円となった。

II 事業計画

宮崎県信用保証協会

(単位：百万円、%)

年度 項目	28年度計画	28年度実績			29年度計画		
	金額	金額	対計画比	対前年度 実績比	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比
保証承諾	37,000	35,509	96.0	97.5	35,500	95.9	100.0
保証債務残高	95,279	92,634	97.2	96.6	92,000	96.6	99.3
保証債務残高 保平	95,462	94,117	98.6	97.4	92,500	96.9	98.3
代位弁済	1,400	1,154	82.4	103.0	1,400	100.0	121.3
実際回収	650	608	93.5	71.7	600	92.3	98.7

(注1) 代位弁済は元利合計値

(注2) 実際回収はサービサー委託分も含む

1. 総括

保証承諾や残高が減少し協会の経営環境が厳しい中、積極的に関係機関等の意見を聞いて業務改善や経営支援に取り組んでいることは評価できる。保証協会の求められているものも変化し、平常時の支援から、創業時、災害危機時、企業が苦しい時期など様々なステージでの幅広い保証支援が求められている。専門家派遣では、数値的にも企業の内容が改善している事は非常に評価できるし、今後も様々な機関と連携して地域の中小企業を支える役割を果たしていただきたい。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

金融機関訪問等や創業セミナーを開催し、創業先の支援件数が増加していることは評価できる。金融機関や市、町との会議のあり方を検討され、金融機関等の意見を組み上げて顧客のニーズに沿った対応をされている事は評価できるし、これからも幅広い意見を参考にして保証支援をお願いしたい。

(2) 経営支援部門、期中管理部門

専門家派遣事業や経営改善計画策定支援事業を行った結果、指標であるCRDの倒産確率の数値が、効果に濃淡はあるものの80%の企業が改善したことは評価できる。そして、29年3月末のデータでも84%と更に数値が向上しており、専門家派遣の効果が確実にあることがわかるので、今後も、中小企業者の方の意識改革や経営支援の援助となるようにお願いしたい。

(3) 回収部門

回収環境が厳しい状況が続いているが、新規代弁の回収交渉強化、定期入金先の管理強化、及び金融機関との連携による担保物件の処分促進に努め、更には効率的な管理回収業務を行い最大回収を図っていただきたい。また、再生目線での回収も引き続き取り組んでいただきたい。

(4) その他間接部門

コンプライアンスに関しては、日々の業務の中でヒヤリとする事例があると思うので、各人の事例を共有して事前に事務ミスを防ぐようをお願いしたい。